

2019年8月2日 全9頁

# 加入者目線の iDeCo 投資教育機会の充実

## 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況（2019年6月時点）

政策調査部  
研究員 佐川 あぐり

### [要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数は、2019年6月時点で127.8万人となり、全体の加入率（加入対象者数に占める加入者の割合）は1.9%であった。第2号加入者数（会社員・公務員）が108.2万人と全体の8割超を占めている。公務員の加入率が伸びている一方、企業年金のない会社員の伸び率は緩やかで、この層の加入率向上を図るには、「iDeCo+」の普及がカギと言えそうだ。
- 拠出する掛金額の分布を見ると、第2号加入者のうち企業年金のない会社員では拠出できる枠を余らせるケースが少なくない一方、それ以外の第2号加入者と第3号加入者（専業主婦等）では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多い。
- iDeCoでの運用商品の選択状況からは、投資信託等（投信）をこれまでよりも保有する動きが広がってきた様子がうかがえる。資産全体に占める投信の構成比は、2011年度末の28%から2017年度末の40%にまで上昇した。
- iDeCoのさらなる普及に向けて、ますます重要になってくるのは、投資教育の充実という点であろう。今後、より多くの加入者が投資教育の機会を活用できるよう、加入者目線を重視したサポート体制の充実が、金融機関に求められるのではないかと。

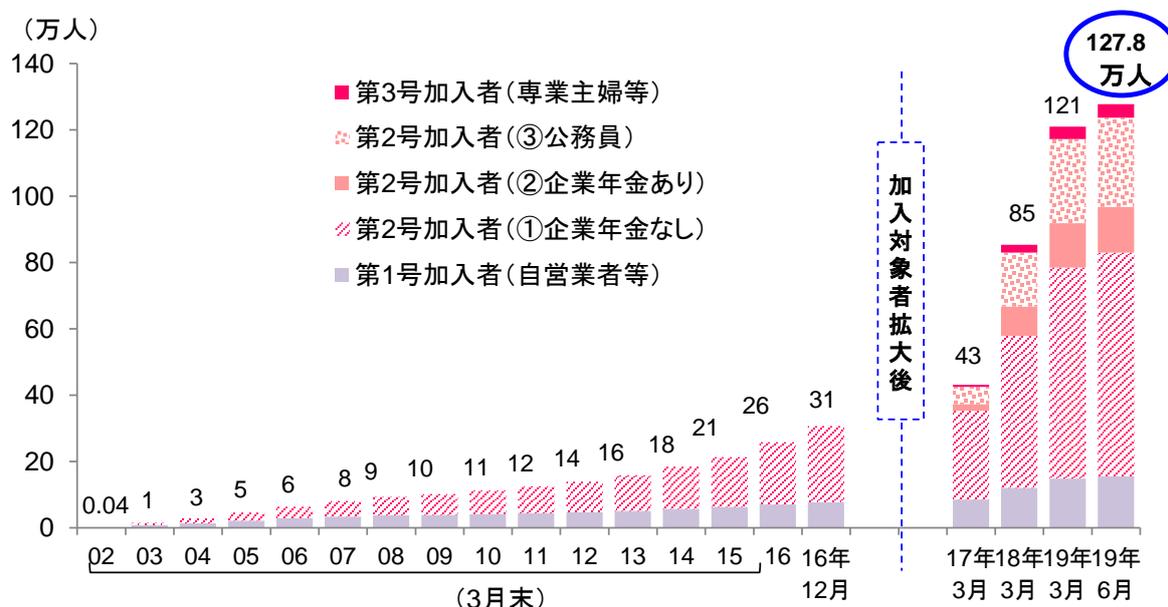
### iDeCoの加入者数は128万人

個人型確定拠出年金<sup>1</sup>（iDeCo）の加入者数は2019年6月時点で127.8万人となった。個人型確定拠出年金（個人型DC）制度は2001年に創設されたが、当初は対象者が自営業者や企業年金のない従業員に限定されていたため、加入者数の増加は緩やかなペースだった。だが、「iDeCo（イデコ）」という愛称が付され、2017年1月に加入対象範囲が大幅に拡大されて以降は、図表1のように加入者が急増している。

<sup>1</sup> 日本の確定拠出年金（DC：Defined Contribution）は、企業年金制度として会社が用意し、その会社に勤める従業員が加入する「企業型DC」と、個人が任意で加入する「個人型DC（iDeCo）」の2つのタイプがある。

iDeCo の加入対象者数を公的年金被保険者数<sup>2</sup> (6,733 万人、2018 年 3 月末時点) とすると、それに占める加入者数の割合 (以下、加入率とする) は、1.9% (=127.8 万人÷6,733 万人) である。加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月末には 0.8% (=30.6 万人÷3,744 万人<sup>3</sup>) であった (2016 年以前は個人型 DC) から、加入率は 2 倍以上になった。

図表 1 iDeCo (個人型 DC) の加入者数推移



(出所) 国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書(各年度版)」「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(各月時点)」より大和総研作成

2019 年 6 月時点の加入者数の内訳<sup>4</sup>を図表 2 の上表で見ると、第 1 号加入者(自営業者等)が 15.5 万人、第 2 号加入者(会社員、公務員)が 108.2 万人、第 3 号加入者(専業主婦等)が 4.1 万人となり、第 2 号加入者は 100 万人を突破している。加入対象者数で除した加入率では、第 1 号加入者が 1.0%、第 2 号加入者が 2.5%、第 3 号加入者が 0.5%であり、加入者数だけでなく加入率で見ても第 2 号被保険者において利用が進んでいる。

第 2 号加入者の内訳は、「①企業年金なし」が 67.5 万人、次いで「③公務員」が 26.9 万人、「②企業年金あり」が 13.9 万人となっている。加入率では「③公務員」が 6.0%と最も高く、それに比べて「①企業年金なし」が 3.0%、「②企業年金あり」が 0.8%と低い。

<sup>2</sup> 厚生労働省年金局「平成 29 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2018 年 12 月)による。

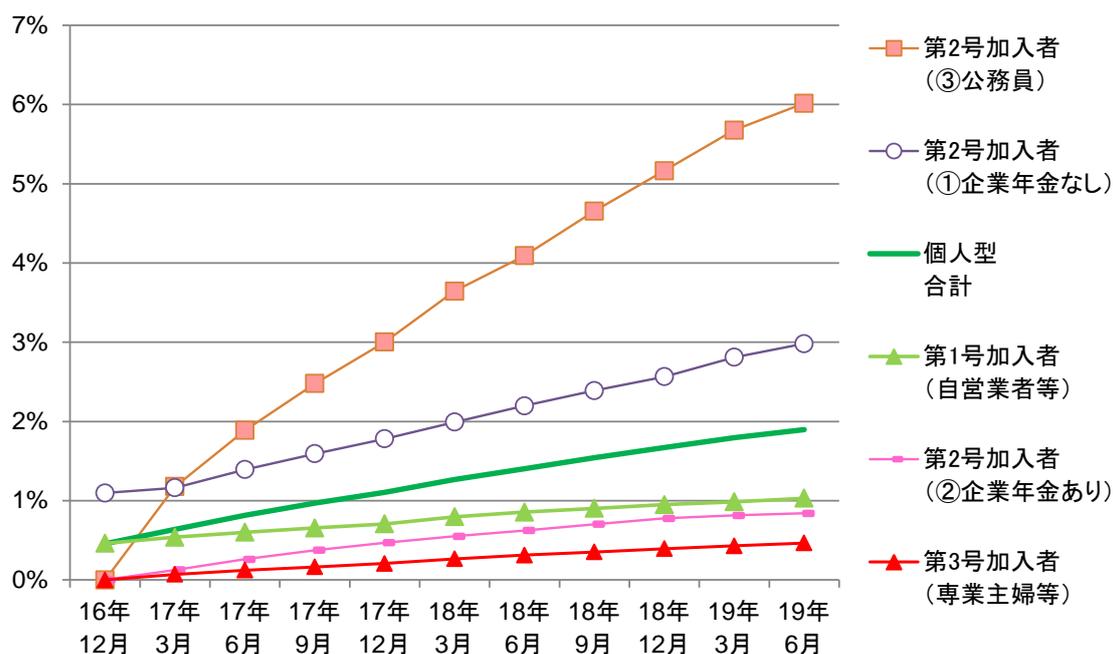
<sup>3</sup> 対象範囲拡大前の個人型 DC の加入対象者は、第 1 号加入者と企業年金のない会社員に限定されていた。2016 年 12 月末の加入対象者数は「国民年金の第 1 号被保険者数」と「第 1 号厚生年金被保険者数-企業年金の加入者数」を合計し算出した。ただし、企業年金の加入者数は、企業型 DC、確定給付企業年金、厚生年金基金の加入者数を単純合計し、複数制度に重複して加入している場合を考慮しておらず、また、データは 2016 年 3 月末時点のものを利用した。

<sup>4</sup> iDeCo の加入者は公的年金に関する被保険者の種類別に 3 区分あり、第 1 号加入者は iDeCo 加入者のうち自営業者等の第 1 号被保険者に該当する者、第 2 号加入者は iDeCo 加入者のうち会社員、公務員といった第 2 号被保険者に該当する者、第 3 号加入者は iDeCo 加入者のうち専業主婦等の第 3 号被保険者に該当する者である。

個人型 DC の加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月以降の加入率の推移を加入者の種類別に見ると、特に「③公務員」の iDeCo の利用が進んでいる（図表 2 の下グラフ）。他方、加入者数が最大の 67.5 万人である「①企業年金なし」については、加入率の伸びは公務員に比べて緩やかであり、まだまだ拡大の余地を残していると言える。適格退職年金の廃止や厚生年金基金の解散等によって加入する企業年金が廃止された中小企業等に勤める従業員もここに含まれると思われる、この属性における加入率の向上が引き続き大きな課題の一つである。

図表 2 iDeCo の加入者数と加入率【2019 年 6 月時点】

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	
A 加入者数【万人】 (2019年6月時点)	15.5	67.5	13.9	26.9	108.2	4.1	127.8
B iDeCo加入率 【A/C】	1.0%	3.0%	0.8%	6.0%	2.5%	0.5%	1.9%
C 加入対象者数【万人】	1,505	2,264 (注3)	1,647 (注2)	447	4,358	870	6,733 (注1)



(注 1) 2018 年 3 月末時点。公的年金被保険者数。なお、第 1 号加入対象者数は国民年金の第 1 号被保険者数、第 2 号加入対象者数「全体」が第 2 号被保険者（厚生年金被保険者）数、第 3 号加入対象者数は国民年金の第 3 号被保険者数。

(注 2) 2019 年 3 月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型 DC の加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注 3) 第 2 号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた人数。

(注 4) 加入率は、各時点で得られる最新の加入対象者数を基に算出。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」、厚生労働省年金局「平成 29 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会等「企業年金（確定給付型）の受託概況」「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

この点、カギとなるのが2018年5月にスタートした中小企業向けの制度である「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）」（イデコプラス）だ。「iDeCo+」は、企業年金を実施していない従業員100人以下の企業が、iDeCoに加入する従業員の掛金に、追加的に掛金（中小事業主掛金）を拠出できる仕組みである。企業型DCでは企業拠出に上乗せして従業員が拠出できるマッチング拠出制度があるが、「iDeCo+」は逆マッチング制度と呼ばれ、企業が利用することで従業員の福利厚生の実現を図る効果が期待される。スタートから1年が経ち、「iDeCo+」を導入する企業数は567社（2019年6月時点）<sup>5</sup>と、着実に増えてきた。

しかし、近年は、企業型DCにおいて総合型と呼ばれるタイプのDC（以下、総合型DC）が、従業員数50人未満の小規模な企業を中心に普及している<sup>6</sup>。総合型DCとは、代表となる企業が一つのDC規約を作成し、その規約に複数の企業が参加する形式である。企業が単独で規約を作成し制度を運営するのに比べて、コストを低く抑えられるのが特徴だ。正確な企業数は公表されていないが、企業型DC実施企業の半数近くが総合型DCであるとみられる。このことからすれば、企業型DC実施企業は2018年4月から2019年3月の1年間で2,826社<sup>7</sup>増えたが、その半数となる約1,400社が総合型DCと推計できる。仮に、約1,400社のうちの半数である約700社が従業員数50人未満の小規模企業とすると、ここ約1年の動きとして、「iDeCo+」より総合型DCを選択する小規模企業が多かった可能性は高いだろう。総合型DCの動向を踏まえると「iDeCo+」の導入ペースは鈍いと言える。

もっとも、これには「iDeCo+」の認知度がまだ低いことも影響しており、今後、認知度が向上していけば企業の利用が増えることも想定される。「iDeCo+」は総合型DCと比べて企業の事務負担が小さく利便性が高い制度と言え、中小企業の選択肢をより充実させるためには、制度を周知する取り組みが重要となる。

また、2019年2月に第1回会合が開催された社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、私的年金全般を通して課題とされている点について引き続き議論が行われており、「iDeCo+」に関しては、対象企業の従業員要件の拡大、あるいは要件の撤廃を求める意見などが挙げられている。従業員要件については、「iDeCo+」を活用できる対象企業を、従業員100人以下から300人以下へ拡大する方針を政府が有しているとの報道<sup>8</sup>が既に見られるが、まさにその方向での検討が望まれる。なぜならば、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」によると、従業員数が1,000人以上、300～999人、100～299人、30～99人の4つの区分で企業年金の導入割合を見ると、前回の調査（平成25年）に比べて企業規模にかかわらず全体的に低下傾向にある中で、最も低下幅が大きいのは従業員数100～299人の企業であるからである。すなわち、従業員要件を300人以下へと引き上げることで「iDeCo+」を利用できる企業が増え、より企業のニーズに対応できるものと思われる。今後の議論が注目されよう。

<sup>5</sup> 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（2019年6月時点）」。

<sup>6</sup> 厚生労働省「第5回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 議事録」（2019年5月17日）参照。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05379.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05379.html)

<sup>7</sup> 厚生労働省「企業型年金実施事業主数の推移」。<https://www.mhlw.go.jp/content/000520816.pdf>

<sup>8</sup> 2019年7月3日、朝日新聞朝刊。

## 掛金の拠出状況

iDeCo は、加入者が 5 千円以上、千円単位で毎月一定額を拠出する仕組みである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の属性によってそれぞれ上限金額が異なる。それぞれの加入者の拠出限度額（上限）と実際の掛金の状況を確認すると、2019 年 1 月時点（前回レポート<sup>9</sup>の報告時点）の状況から大きな変化はないようだ。以下、箇条書きでポイントを整理する。

- ・ 第 1 号加入者の拠出限度額は 6.8 万円<sup>10</sup>（月額、以下同じ）。「5～9 千円」が最も多く第 1 号加入者の 24%、次いで「1.0～1.4 万円」が 22%で、5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層が約半数を占める。他方、限度額いっぱいを含む「6.5～6.8 万円」が 20%である。
- ・ 第 2 号加入者の拠出限度額は各区分で金額が異なる。「①企業年金なし」は 2.3 万円。「2.0～2.3 万円（図表 3 では 2.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 54%を占め、次いで「1.0～1.4 万円」が 22%、「5～9 千円」が 20%。上限まで拠出する層が多いが、5 千円から 1.4 万円の範囲で拠出する層も少なくない。
- ・ 「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤め先の企業年金の制度により 3 パターンに分かれ、（ア）企業型 DC がある場合：2.0 万円、（イ）企業型 DC と DB（確定給付型年金<sup>11</sup>）がある場合：1.2 万円、（ウ）DB がある場合：1.2 万円。「②企業年金あり」全体で見ると、「1.0～1.4 万円」の掛金額を拠出する加入者が 80%と最も多く、（イ）と（ウ）に区分される加入者の多くが上限いっぱいまで拠出しているのではないかと考えられる<sup>12</sup>。
- ・ 「③公務員」の拠出限度額は 1.2 万円。「1.0～1.2 万円（図表 3 では 1.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 87%で、上限まで拠出する加入者が大半を占めている。
- ・ 第 3 号加入者の拠出限度額は 2.3 万円。「2.0～2.3 万円（図表 3 では 2.4 万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が 50%を占め、次いで「5～9 千円」が 28%、「1.0～1.4 万円」が 19%。上限ないし上限近くまで拠出する層が半数以上を占めるが、1.4 万円以下の範囲で拠出する加入者も 4 割以上存在している。

要約すると、第 1 号加入者は、少額の拠出をする層と限度額いっぱいまで拠出する層に二極化している。第 2 号加入者の「①企業年金なし」については、拠出できる枠を余らせている加入者が少なくないが、それ以外の第 2 号加入者と第 3 号加入者では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多いと言える。

<sup>9</sup> 大和総研レポート 政策調査部 佐川あぐり「公務員に普及の iDeCo、中小企業に広がるか」（2019 年 3 月 20 日）参照。[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20190320\\_020701.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20190320_020701.html)

<sup>10</sup> 第 1 号加入者の場合、iDeCo の限度額は国民年金基金の掛金との合計で 6.8 万円である。

<sup>11</sup> 厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などである。

<sup>12</sup> そもそも月額 5.5 万円が上限である企業型 DC のみを実施している（ア）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 3.5 万円とすることを規約で定めた場合に限り個人型 DC への加入が認められる（従って iDeCo での拠出限度額は 2.0 万円）。また、DB との併用で月額 2.75 万円が上限である企業型 DC を実施している（イ）の場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を月額 1.55 万円とすることを規約で定めた場合に限り個人型 DC への加入が認められる（従って iDeCo での拠出限度額は 1.2 万円）。

図表3 加入者の種類別の拠出限度額と掛金額の状況

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	専業主婦等
		(ア)企業型DC	(イ)企業型DC+DB	(ウ)DB		
拠出限度額(月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円
掛金額別の加入者数(人)	(注1)5~9千円	36,988 24%	134,037 20%	23,852 18%	32,876 13%	11,186 28%
	1.0~1.4万円	33,762 22%	144,549 22%	108,279 80%	225,379 87%	7,388 19%
	1.5~1.9万円	4,818 3%	28,014 4%	138 0%		1,063 3%
	2.0~2.4万円	19,357 13%	356,624 54%	2,500 2%		19,964 50%
	2.5~2.9万円	1,958 1%				
	3.0~3.4万円	10,619 7%				
	3.5~3.9万円	1,264 1%				
	4.0~4.4万円	2,773 2%				
	4.5~4.9万円	843 1%				
	5.0~5.4万円	7,328 5%				
	5.5~5.9万円	622 0%				
6.0~6.4万円	1,961 1%					
6.5~6.8万円	30,178 20%					
計	152,471 100%	663,224 100%	134,769 100%	258,255 100%	39,601 100%	
年単位拠出の届出をしている加入者数(人)【種類別加入者数に対する割合】	2,692 1.7%	11,781 1.7%	3,826 2.8%	10,628 4.0%	1,013 2.5%	

第1号	27,126	
第2号	①企業年金なし	16,071
	②企業年金あり	10,669
	③公務員	10,956
第3号	15,118	

(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では、「5~9千円」ではなく「1,000円～」と表記されている。これは、第2号加入者の①企業年金なしに属する加入者に限っては、2018年5月からスタートした「iDeCo+」によって、例えば加入者本人の掛金額が1千円、事業主の掛金額が4千円で、合計5千円というケース（本人の拠出額が5千円未満のケース）があるためである。ただ、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上である必要があり、本レポートでは事業主の掛金分を含めて5千円と表記している。

(注2) 掛金額は千円刻みのため、例えば、「5~9千円」は5千円、6千円、7千円、8千円、9千円のいずれかの掛金額を拠出する加入者数の合計と、各区分に占める割合を示している。

(注3) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などの確定給付型年金の制度。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(平成31年6月時点)」より大和総研作成

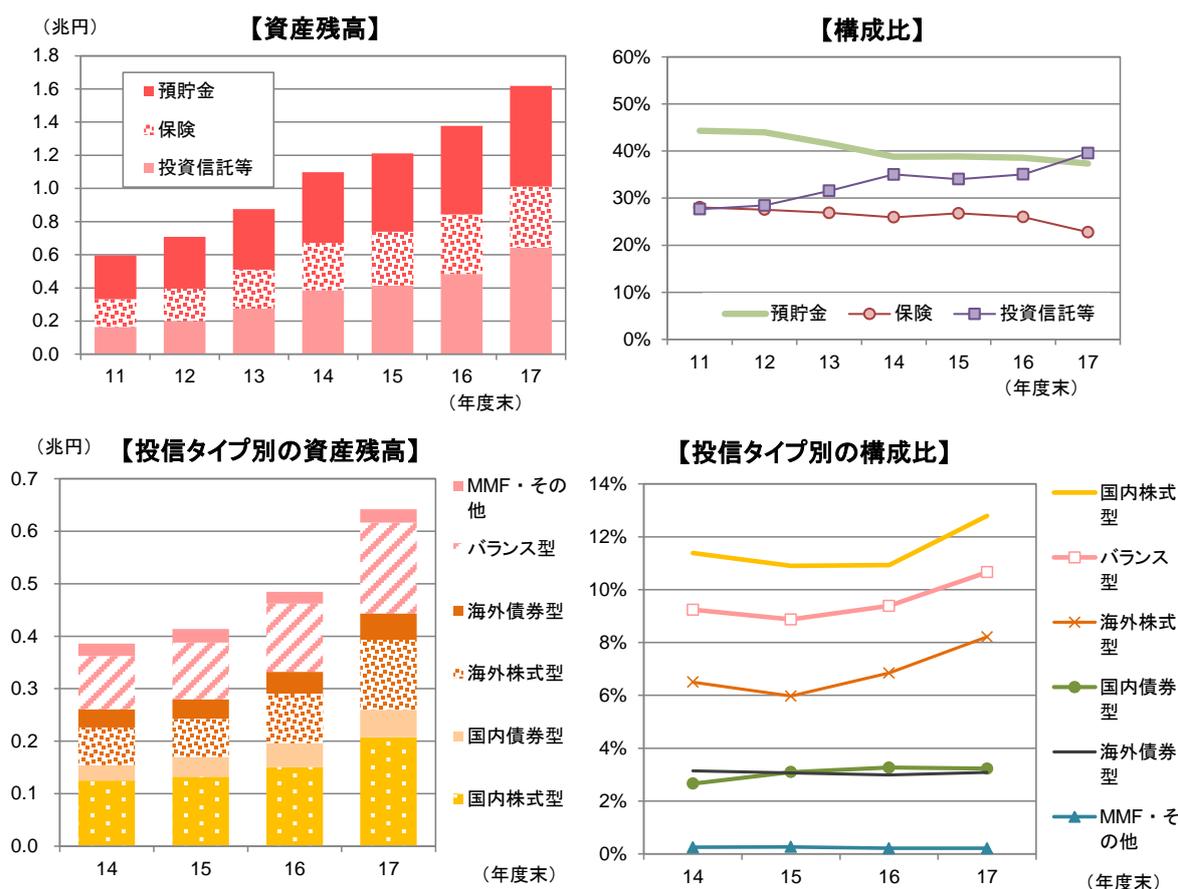
## 運用商品の選択状況

こうして拠出された掛金は、どのように運用されているのか、運用商品の選択状況について確認する。iDeCoの運用資産残高は、2011年度末で0.6兆円だったが、2017年度末には1.6兆円に増えた。運用商品別に2017年度末の残高を見ると、投資信託等(以下、投信)が最も多く、次いで預貯金、保険と続き、構成比はそれぞれ、40%、37%、23%となった。2011年度末は預貯金の構成比が44%、保険が28%と、元本確保型の商品が7割以上を占めていたが、元本確保型の各資産の構成比が徐々に低下する一方で、投信の構成比は2011年度末の28%から2017年度末の40%まで上昇している(図表4上)。

投信の残高については、特に、2016年度末から2017年度末にかけての伸びが大きく、同期間における投信の構成比は35%から40%と5%ポイント上昇し、初めて預貯金の構成比を超えた(図表4 上右)。この背景の一つには、加入者増加に伴い拠出された掛金額が増えており、投信を選択した加入者の資金が流入したことがあるだろう。

また、投信の残高は、投信の価格変動によって増減する。例えば、2012年度末から2014年度末にかけては、国内外の株価が大きく上昇し円安も進んだ。この間、株価上昇、円安進行により国内外の資産に投資する投信の基準価額が上昇したことで、残高は増加したとみられ<sup>13</sup>、投信比率が上昇した(図表4 上右)。2017年度末の投信残高を投信のタイプ別に見ると、国内株式型が最も多く、次いでバランス型、海外株式型と続き、構成比はそれぞれ13%、11%、8%となった(図表4 下右)。バランス型は様々な資産や地域に分散投資する投信で、株式型などと比較して価格変動リスクは小さくなることが期待される。相対的に価格変動リスクが大きい国内株式型や海外株式型の割合も高まっているように老後に向けた長期的な資産形成においては、貯金等では得られないリターンを、iDeCoを通じて期待している加入者が増えているのではないかと。

図表4 iDeCoの資産残高と構成比【上図】、iDeCoの投信残高と構成比【下図】



(注) 投資信託等には、金銭信託が含まれる。構成比は、iDeCo全体の資産残高に対する比率。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」(平成29年3月末現在)、企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』(平成30年度版)より大和総研作成

<sup>13</sup> 大和総研レポート 政策調査部 佐川あぐり「投信での運用が広がってきた確定拠出年金」(2019年6月27日)参照。[https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20190627\\_020878.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20190627_020878.html)

## iDeCo 投資教育の充実に向けて

加入者数や資産残高が増えてきたとはいえ、iDeCo は 20～59 歳であれば基本的に誰もが加入できる制度であり、まだまだ国民の一部しか利用していない状況にある。前述の通り、加入率で見れば 1.9%と極めて低水準にとどまっている。もっとも、それは普及拡大の余地を大きく残しているということでもあり、今後も制度の周知徹底など、iDeCo 加入者の拡大に向けた取り組みを一層進めていく必要がある。

その一環として、今後ますます重要になってくるのが、投資教育の充実という点であろう。DC では、企業型を導入する企業、iDeCo を運営する国民年金基金連合会には、加入者に対して投資教育を行うことが義務付けられている。DC は加入者自身が運用資産を選択するしくみであり、そのためには分散投資などの運用に関する知識が不可欠であると考えられるからだ。

企業型 DC では、加入時点の従業員に対する投資教育はほぼ 100%の企業で実施され、近年は、法改正の影響もあり、継続的な投資教育を強化する企業が増えてきた。投資教育の目的に照らせば、加入後も雇主等が継続的なサポートを続けることは重要な取り組みである。特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会（NP0401k 教育協会）が公表したアンケート調査<sup>14</sup>によれば、継続教育の効果として、加入者の制度や資産運用における理解が高まったことや、分散投資への理解が広がったことなどが挙げられている。

また、継続教育の実施率の向上は、企業型 DC に加入する従業員の投資行動に影響を与えていると見ることができるだろう。継続教育では DC での運用を進めていくにあたり必要となる資産運用の知識やライフプランニングの知識なども含まれる。企業型 DC の資産に占める投信の構成比は 2017 年度末で 5 割近くとなったが、投信のタイプ別に選択状況を見ると、バランス型が 16%と最も多く、2014 年度以降構成比が高まっている（図表 5 右）。ライフプランニングの観点からバランス型に含まれるターゲット・イヤー・ファンド<sup>15</sup>を選択する加入者が増えたのではないだろうか。

iDeCo の投資教育については、実際には加入の手続きを行った金融機関が投資教育を請け負い、各金融機関がそれぞれの特長を生かしたサポート内容を提供している。各金融機関では、主に資産運用についてのセミナー開催や相談窓口の設置などの対応を行っているが、継続的に投資教育のサポートを受けるためには、個人が自らセミナーに参加するなど、自発的な行動が求められるだろう。今後、さらに iDeCo の普及を促していくために、より多くの個人が投資教育の機会を活用しやすいような環境を提供する工夫が、金融機関に求められるのではないかと。

それには、機会提供だけの投資教育ではなく、あくまで加入者目線でのサポートが重要となるだろう。今多くの資産運用セミナーが開催されているが、時間的な制約や会場から遠方に居住しているなどの理由により参加できない加入者にとっては、いつでも好きな時に好きな場所で見

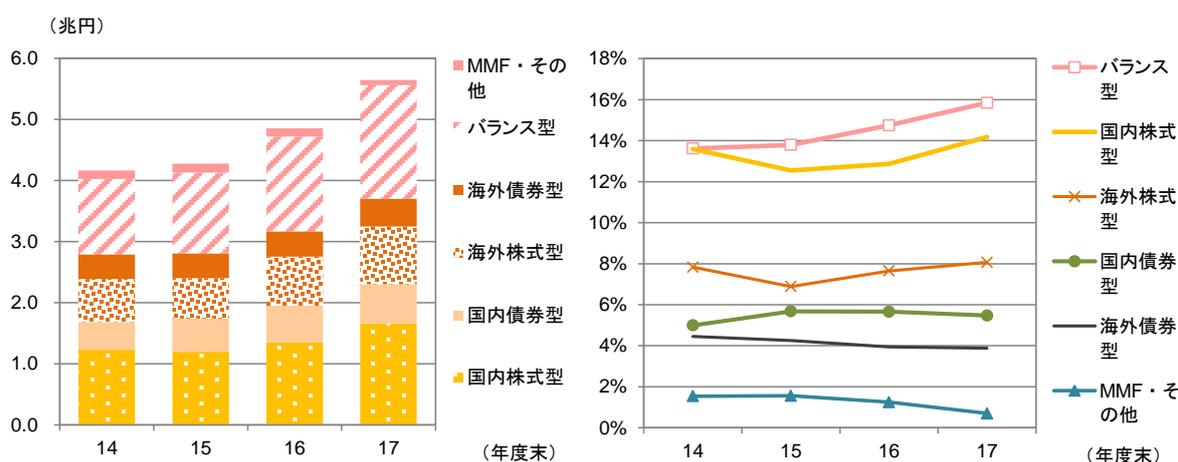
<sup>14</sup> 「企業型確定拠出年金（DC）担当者の意識調査 2018 年度版（第 14 回）報告書サマリー」  
[https://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2019/01/2018\\_summary\\_forHP.pdf](https://www.npo401k.org/wp-content/uploads/2019/01/2018_summary_forHP.pdf)

<sup>15</sup> ライフサイクル型のファンドであり、投資家のライフサイクルの変化とともに、ファンド自身がファンドのリスク量を調整していくファンドをいう。

られるオンラインでのセミナー配信が、有効なサポートとなり得る。すでに、そうしたことに取り組んでいる金融機関もあるが、今後は、コンテンツの充実をより図るなどの工夫が求められよう。また、今や SNS を通じて様々な情報を日常的に取得する人が大きく増えている。SNS をうまく利用した投資教育を提供できれば、加入者にとっても利便性が高いはずだ。一方で、Web 上ではなく、直接相談したいという加入者にとっては、店舗窓口や電話対応などのサービスが重要なツールとなる。この場合には、加入者一人ひとりの要望や相談に応じたきめ細やかな対応が求められ、対応するスタッフにはより高度な知識や経験が求められるだろう。

人々のライフスタイルが多様化する中で、iDeCo の加入者もますます多様化していく。多様な加入者をサポートするには、その体制も多様化させていく必要がある。加入者目線を重視したサポート体制が充実しているかどうか、人々がどの金融機関を選ぶかという基準の一つとなるはずだ。

図表 5 企業型 DC で運用する投信残高【左】と構成比【右】



(注) 構成比は、企業型 DC 全体の資産残高に対する比率。2017 年度末は、投信全体が 48%、預貯金は 35%、保険は 17%。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』（平成 30 年度版）より大和総研作成